

第一号様式



【表紙】

【提出書類】 (2)

変更報告書 No. 5

【根拠条文】

法第 27 条の 4

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】 (3)

ドイツ証券株式

代表取締役 ジョン・マクファーレン

【住所又は本店所在地】 (3)

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

山王パークタワー

【報告義務発生日】 (4)

平成 18 年 9 月 20 日

【提出日】

平成 18 年 9 月 27 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

9 名

【提出形態】 (5)

連名

第 1 【発行会社に関する事項】 (6)

発行会社の名称	同和鉱業株式会社
会社コード	5714
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証、名証、大証、札証、福証
本店所在地	東京都千代田区外神田 4-14-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	16,941,136	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 16,941,136	L -	M -
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 16,941,136		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	5.58%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	6.08%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月24日	普通株式	23,000	取得	927.00
平成18年7月24日	普通株式	203,000	処分	936.00
平成18年7月25日	普通株式	181,000	取得	998.00
平成18年7月25日	普通株式	58,000	処分	994.00
平成18年7月26日	普通株式	135,000	取得	969.00
平成18年7月26日	普通株式	19,000	処分	958.00
平成18年7月27日	普通株式	110,000	取得	960.00
平成18年7月27日	普通株式	70,000	処分	948.00
平成18年7月28日	普通株式	45,000	取得	994.00
平成18年7月28日	普通株式	87,000	処分	1019.00
平成18年7月31日	普通株式	30,000	取得	1044.00
平成18年7月31日	普通株式	108,000	処分	1045.00
平成18年8月1日	普通株式	107,000	取得	1036.00

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	19,000	処分	1031.00
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	35,000	取得	1022.00
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	30,000	処分	1022.00
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	86,000	取得	1,031.03
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	129,000	処分	1,030.07
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	200,000	取得	貸借
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	142,033	取得	1,018.12
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	128,033	処分	1,019.48
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	8,000	処分	貸借
平成 18 年 8 月 7 日	普通株式	104,000	取得	1,007.58
平成 18 年 8 月 7 日	普通株式	84,000	処分	1,010.40
平成 18 年 8 月 8 日	普通株式	135,000	取得	1,008.84
平成 18 年 8 月 8 日	普通株式	133,000	処分	1,009.53
平成 18 年 8 月 9 日	普通株式	171,000	取得	1,019.25
平成 18 年 8 月 9 日	普通株式	148,000	処分	1,012.47
平成 18 年 8 月 10 日	普通株式	154,000	取得	1,061.34
平成 18 年 8 月 10 日	普通株式	218,000	処分	1,063.04
平成 18 年 8 月 11 日	普通株式	535,000	取得	1,080.78
平成 18 年 8 月 11 日	普通株式	217,000	処分	1,079.91
平成 18 年 8 月 14 日	普通株式	206,000	取得	1,073.14
平成 18 年 8 月 14 日	普通株式	236,000	処分	1,078.32
平成 18 年 8 月 15 日	普通株式	211,000	取得	1,083.49
平成 18 年 8 月 15 日	普通株式	168,000	処分	1,080.85
平成 18 年 8 月 16 日	普通株式	214,000	取得	1,106.54
平成 18 年 8 月 16 日	普通株式	237,000	処分	1,105.15
平成 18 年 8 月 17 日	普通株式	149,000	取得	1,117.32
平成 18 年 8 月 17 日	普通株式	203,000	処分	1,118.06
平成 18 年 8 月 18 日	普通株式	348,000	取得	1,097.06
平成 18 年 8 月 18 日	普通株式	319,000	処分	1,096.33
平成 18 年 8 月 21 日	普通株式	102,000	取得	1,105.04
平成 18 年 8 月 21 日	普通株式	111,000	処分	1,105.99
平成 18 年 8 月 22 日	普通株式	189,000	取得	1,126.25
平成 18 年 8 月 22 日	普通株式	195,000	処分	1,126.97
平成 18 年 8 月 23 日	普通株式	138,000	取得	1,135.63
平成 18 年 8 月 23 日	普通株式	218,000	処分	1,135.46
平成 18 年 8 月 24 日	普通株式	624,000	取得	1,121.96
平成 18 年 8 月 24 日	普通株式	555,000	処分	1,122.31
平成 18 年 8 月 25 日	普通株式	1,025,000	取得	1,099.00
平成 18 年 8 月 25 日	普通株式	905,000	処分	1,098.77

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 8 月 28 日	普通株式	229,000	取得	1,084.20
平成 18 年 8 月 28 日	普通株式	269,000	処分	1,084.03
平成 18 年 8 月 29 日	普通株式	160,000	取得	1,076.21
平成 18 年 8 月 29 日	普通株式	105,000	処分	1,076.10
平成 18 年 8 月 29 日	普通株式	29,150	処分	貸借
平成 18 年 8 月 30 日	普通株式	126,030	取得	1,044.97
平成 18 年 8 月 30 日	普通株式	131,030	処分	1,048.87
平成 18 年 8 月 31 日	普通株式	116,000	取得	1,070.64
平成 18 年 8 月 31 日	普通株式	155,000	処分	1,070.65
平成 18 年 8 月 31 日	普通株式	182,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 1 日	普通株式	1,325,000	取得	1,062.26
平成 18 年 9 月 1 日	普通株式	1,222,000	処分	1,063.14
平成 18 年 9 月 4 日	普通株式	398,000	取得	1,077.43
平成 18 年 9 月 4 日	普通株式	423,000	処分	1,076.67
平成 18 年 9 月 5 日	普通株式	1,444,000	取得	1,058.17
平成 18 年 9 月 5 日	普通株式	1,293,000	処分	1,058.20
平成 18 年 9 月 6 日	普通株式	656,000	取得	1,077.02
平成 18 年 9 月 6 日	普通株式	616,000	処分	1,077.31
平成 18 年 9 月 6 日	普通株式	43,250	処分	貸借
平成 18 年 9 月 7 日	普通株式	858,936	取得	1,037.37
平成 18 年 9 月 7 日	普通株式	742,000	処分	1,037.32
平成 18 年 9 月 8 日	普通株式	1,697,000	取得	1,020.60
平成 18 年 9 月 8 日	普通株式	710,000	処分	1,031.15
平成 18 年 9 月 8 日	普通株式	133,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 11 日	普通株式	186,000	取得	1,061.96
平成 18 年 9 月 11 日	普通株式	343,000	処分	1,061.50
平成 18 年 9 月 11 日	普通株式	170,000	処分	貸借
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	1,110,000	取得	1012.61
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	114,000	処分	1000.43
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	642,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 13 日	普通株式	113,000	取得	955.39
平成 18 年 9 月 13 日	普通株式	126,000	処分	966.79
平成 18 年 9 月 14 日	普通株式	833,000	処分	貸借
平成 18 年 9 月 14 日	普通株式	163,000	取得	1,019.97
平成 18 年 9 月 14 日	普通株式	91,000	処分	1,021.83
平成 18 年 9 月 15 日	普通株式	231,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 15 日	普通株式	95,000	取得	1,046.75
平成 18 年 9 月 15 日	普通株式	111,000	処分	1,052.83
平成 18 年 9 月 19 日	普通株式	301,000	取得	貸借

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 9 月 19 日	普通株式	32,000	取得	1,040.15
平成 18 年 9 月 19 日	普通株式	57,000	処分	1,061.91
平成 18 年 9 月 20 日	普通株式	1,441,400	処分	貸借
平成 18 年 9 月 20 日	普通株式	236,000	取得	1,044.23
平成 18 年 9 月 20 日	普通株式	51,000	処分	1,054.25

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、14,640,200 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	2,348,372
借入金額計 (S) (千円)	-
その他金額計 (T) (千円)	-
上記 (T) の内訳	-
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	2,348,372

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年12月31日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	代表取締役
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	873,398	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券カバーワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 873,398	L -	M -
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 873,398		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.29%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.41%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月24日	普通株式	6,000	取得	926.00
平成18年7月24日	普通株式	6,000	処分	943.00
平成18年7月25日	普通株式	171,000	取得	996.00
平成18年7月25日	普通株式	178,000	処分	990.00
平成18年7月26日	普通株式	11,000	取得	972.00
平成18年7月26日	普通株式	8,000	処分	968.00
平成18年7月27日	普通株式	9,000	取得	960.00
平成18年7月27日	普通株式	1,000	処分	961.00
平成18年7月28日	普通株式	4,000	取得	1,008.00
平成18年7月28日	普通株式	7,000	処分	985.00
平成18年7月31日	普通株式	468,000	取得	1,043.00
平成18年7月31日	普通株式	459,000	処分	1,040.00
平成18年8月1日	普通株式	2,000	取得	1,030.00

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	6,000	処分	1,023.00
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	5,000	取得	1,018.00
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	11,000	処分	1,021.00
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	4,000	取得	1,032.25
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	5,000	処分	1,029.60
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	99,000	取得	1,016.23
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	79,000	処分	1,017.67
平成 18 年 8 月 7 日	普通株式	4,000	取得	1,006.00
平成 18 年 8 月 7 日	普通株式	9,000	処分	1,003.11
平成 18 年 8 月 8 日	普通株式	39,000	取得	1,012.18
平成 18 年 8 月 8 日	普通株式	3,000	処分	1,006.00
平成 18 年 8 月 9 日	普通株式	30,000	取得	1,012.43
平成 18 年 8 月 9 日	普通株式	115,000	処分	1,022.63
平成 18 年 8 月 10 日	普通株式	7,000	取得	1,055.29
平成 18 年 8 月 10 日	普通株式	14,000	処分	1,058.40
平成 18 年 8 月 11 日	普通株式	96,000	取得	1,077.32
平成 18 年 8 月 11 日	普通株式	108,000	処分	1,078.39
平成 18 年 8 月 14 日	普通株式	99,000	取得	1,081.36
平成 18 年 8 月 14 日	普通株式	69,000	処分	1,071.62
平成 18 年 8 月 15 日	普通株式	78,000	取得	1,088.90
平成 18 年 8 月 15 日	普通株式	103,000	処分	1,087.71
平成 18 年 8 月 16 日	普通株式	53,000	取得	1,110.08
平成 18 年 8 月 16 日	普通株式	42,000	処分	1,110.74
平成 18 年 8 月 17 日	普通株式	13,000	取得	1,108.85
平成 18 年 8 月 17 日	普通株式	9,000	処分	1,114.56
平成 18 年 8 月 18 日	普通株式	72,000	取得	1,100.56
平成 18 年 8 月 18 日	普通株式	83,000	処分	1,098.92
平成 18 年 8 月 21 日	普通株式	6,000	取得	1,100.83
平成 18 年 8 月 21 日	普通株式	20,000	処分	1,105.60
平成 18 年 8 月 22 日	普通株式	91,000	取得	1,129.00
平成 18 年 8 月 22 日	普通株式	75,000	処分	1,127.25
平成 18 年 8 月 23 日	普通株式	18,000	取得	1,135.89
平成 18 年 8 月 23 日	普通株式	12,000	処分	1,132.67
平成 18 年 8 月 24 日	普通株式	15,000	取得	1,124.07
平成 18 年 8 月 24 日	普通株式	6,000	処分	1,121.33
平成 18 年 8 月 25 日	普通株式	28,000	取得	1,101.11
平成 18 年 8 月 25 日	普通株式	17,000	処分	1,099.76
平成 18 年 8 月 28 日	普通株式	5,000	取得	1,086.80
平成 18 年 8 月 28 日	普通株式	10,000	処分	1,081.50

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 8 月 29 日	普通株式	13,000	取得	1,082.31
平成 18 年 8 月 29 日	普通株式	32,000	処分	1,071.75
平成 18 年 8 月 30 日	普通株式	9,000	取得	1,047.25
平成 18 年 8 月 30 日	普通株式	24,000	処分	1,047.42
平成 18 年 8 月 31 日	普通株式	32,000	取得	1,069.24
平成 18 年 8 月 31 日	普通株式	47,000	処分	1,071.04
平成 18 年 9 月 1 日	普通株式	111,000	取得	1,061.71
平成 18 年 9 月 1 日	普通株式	31,000	処分	1,058.90
平成 18 年 9 月 4 日	普通株式	31,000	取得	1,064.14
平成 18 年 9 月 4 日	普通株式	13,000	処分	1,066.08
平成 18 年 9 月 5 日	普通株式	9,000	取得	1,059.00
平成 18 年 9 月 5 日	普通株式	20,000	処分	1,057.75
平成 18 年 9 月 6 日	普通株式	6,000	取得	1,080.67
平成 18 年 9 月 6 日	普通株式	22,000	処分	1,073.74
平成 18 年 9 月 7 日	普通株式	9,000	取得	1,034.00
平成 18 年 9 月 7 日	普通株式	31,000	処分	1,040.87
平成 18 年 9 月 8 日	普通株式	16,000	取得	1,040.69
平成 18 年 9 月 8 日	普通株式	39,000	処分	1,014.74
平成 18 年 9 月 11 日	普通株式	129,000	取得	1,064.86
平成 18 年 9 月 11 日	普通株式	127,000	処分	1,063.47
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	26,000	取得	1,007.23
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	37,250	処分	1,016.84
平成 13 年 9 月 13 日	普通株式	14,000	取得	976.71
平成 13 年 9 月 13 日	普通株式	5,000	処分	983.80
平成 13 年 9 月 14 日	普通株式	82,000	取得	1007.80
平成 13 年 9 月 14 日	普通株式	86,000	処分	1020.26
平成 18 年 9 月 14 日	普通株式	322,000	処分	貸借
平成 13 年 9 月 15 日	普通株式	4,000	取得	1052.50
平成 13 年 9 月 15 日	普通株式	15,000	処分	1038.53
平成 13 年 9 月 19 日	普通株式	30,000	取得	1053.07
平成 13 年 9 月 19 日	普通株式	18,000	処分	1061.61
平成 13 年 9 月 20 日	普通株式	411,000	取得	1059.50
平成 13 年 9 月 20 日	普通株式	428,000	処分	1059.29
平成 18 年 9 月 20 日	普通株式	37,000	処分	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	690,055
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	-
上記(T)の内訳	-
取得資金合計(千円) (R+S+T)	690,055

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ バンク セキュリティーズ インク（Deutsche Bank Securities Inc.）
住所又は本店所在地	60 Wall Street, New York, NY 10005, U. S. A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年6月6日
代表者氏名	ジェームス ティー バーン ジュニア (James T. Byrne Jr.)
代表者役職	取締役
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としての株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	9,754,800	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 9,754,800	L -	M -
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 9,754,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	3.21%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	3.73%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月24日	普通株式	1,300,000	取得	貸借
平成18年7月26日	普通株式	325,000	取得	貸借
平成18年7月27日	普通株式	336,000	取得	貸借
平成18年7月31日	普通株式	337,000	取得	貸借
平成18年8月2日	普通株式	154,000	取得	貸借
平成18年8月3日	普通株式	200,000	取得	貸借
平成18年8月4日	普通株式	8,000	処分	貸借
平成18年8月29日	普通株式	29,150	処分	貸借
平成18年8月31日	普通株式	18,000	処分	貸借
平成18年9月6日	普通株式	30,000	処分	貸借
平成18年9月8日	普通株式	13,250	処分	貸借
平成18年9月11日	普通株式	120,000	処分	貸借
平成18年9月12日	普通株式	292,000	取得	貸借

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 9 月 14 日	普通株式	833,000	処分	貸借
平成 18 年 9 月 15 日	普通株式	231,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 19 日	普通株式	301,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 20 日	普通株式	1,441,400	処分	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、9,754,800 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	-
上記(T)の内訳	-
取得資金合計(千円) (R+S+T)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 フランクフルト本店 (Deutsche Bank AG, Frankfurt)
住所又は本店所在地	Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Germany
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としての株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	2,060,000	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 2,060,000	L -	M -
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 2,060,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.68%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.63%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 9 月 12 日	普通株式	500,000	取得	貸借
平成 18 年 9 月 19 日	普通株式	160,000	取得	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、2,060,000 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	-
上記(T)の内訳	-
取得資金合計(千円) (R+S+T)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムベーハー (Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)
住所又は本店所在地	Mainzer Landstr. 16, 60325 Frankfurt am Main, Germany
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和43年1月10日
代表者氏名	クラウス・メセレ (Klaus Moessle)
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	-	-	44,000
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 44,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 44,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.01%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.01%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	46,468
上記(T)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	46,468

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年7月8日
代表者氏名	関崎 司
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業、投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	526,000
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券かほつらんと	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 526,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 526,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.17%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.17%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月26日	普通株式	53,000	取得	956.95
平成18年8月14日	普通株式	2,000	処分	1,070.00
平成18年8月17日	普通株式	7,000	処分	1,118.00
平成18年9月8日	普通株式	2,000	処分	1,038.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	-
借入金額計(S)(千円)	-
その他金額計(T)(千円)	518,574
上記(T)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	518,574

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

7【提出者（大量保有者）／7】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント インク (Deutsche Asset Management, Inc.)
住所又は本店所在地	280 Park Avenue, New York, New York 10017, U. S. A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年12月12日
代表者氏名	エー トーマス スミス (A. Thomas Smith)
代表者役職	セクレタリー 兼 チーフリーガルオフィサー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	792,000
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 792,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 792,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.26%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.43%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月22日	普通株式	82,000	処分	1129.23
平成18年9月13日	普通株式	204,000	取得	949.29
平成18年9月13日	普通株式	475,000	処分	961.97
平成18年9月15日	普通株式	230,000	処分	1,064.15

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	152, 134
上記(T)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	152, 134

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

8【提出者（大量保有者）／8】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント スウィツァランド (Deutsche Asset Management Switzerland)
住所又は本店所在地	Theaterstrasse 12, 8001 Zurich, Switzerland
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成6年9月8日
代表者氏名	スベン ランプ (Sven Rump)
代表者役職	チーフ エグゼクティブ オフィサー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	91,000
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 91,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 91,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.03%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.03%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月28日	普通株式	14,000	取得	980.00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	93,338
上記(T)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	93,338

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

9【提出者（大量保有者）／9】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント（アジア）リミテッド (Deutsche Asset Management (Asia) Limited)
住所又は本店所在地	20 Raffles Place #27-01 Ocean Towers, Singapore 048620
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和62年5月28日
代表者氏名	ペン-ワー チョイ (Peng-Wah Choy)
代表者役職	チーフ エグゼクティブ オフィサー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	-	-	114,000
新株予約権証券(株)	A-	-	F-
新株予約権付社債券(株)	B-	-	G-
対象有価証券バックラント	C-	-	H-
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D-	-	I-
対象有価証券償還社債	E-	-	J-
合計(株)	K-	L-	M 114,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N-		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 114,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P-		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年6月30日現在)	Q 303,791,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	0.04%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.05%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年8月11日	普通株式	146,000	取得	1,080.00
平成18年9月13日	普通株式	33,000	処分	959.56

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	123, 120
上記(T)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	123, 120

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1)	ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2)	ドイツ証券株式会社
(3)	ドイチェ バンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.)
(4)	ドイツ銀行 フランクフルト本店 (Deutsche Bank AG, Frankfurt) ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムペーハー
(5)	(Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)
(6)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
(7)	ドイチェ アセット マネジメント インク (Deutsche Asset Management, Inc.) ドイチェ アセット マネジメント スウィツァランド (Deutsche Asset Management
(8)	Switzerland)
(9)	ドイチェ アセット マネジメント (アジア) リミテッド (Deutsche Asset Management (Asia) Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	29,629,334	-	1,567,000
新株予約権証券(株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券(株)	B -	-	G -
対象有価証券 カバードワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計(株)	K 29,629,334	L -	M 1,567,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 31,196,334		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	Q 303, 791, 000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) ($O / (P+Q) \times 100$)	10. 27%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	11. 54%

POWER OF ATTORNEY

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

Schedule 1

Mr. John Macfarlane
Representative Director
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2

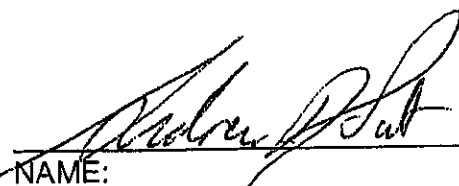
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.;"
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

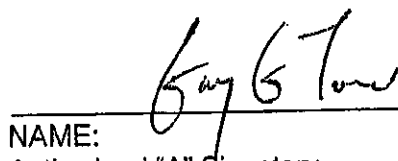
Schedule 3

12 months from the date of this Deed.


IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 6th day of December 2005.


EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG, LONDON BRANCH by its duly appointed attorneys:


NAME:
Authorised "A" Signatory


NAME:
Authorised "A" Signatory

In the presence of:


NAME: ANDREW SULTER
ADDRESS: DEUTSCHE BANK, LONDON COMPLIANCE
WINCHESTER HOUSE


NAME: GARY TONER
ADDRESS: DEUTSCHE BANK, LONDON COMPLIANCE,
WINCHESTER HOUSE,
LONDON EC2N 2DB

委 任 状

名 称 ドイツ銀行 ロンドン支店
(Deutsche Bank AG, London Branch)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代表者 ジョン・マクファーレン

以 上

DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Deutsche Bank Securities Inc., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America (the "Corporation"), with its principal office located at 60 Wall Street, New York, New York, 10005 U.S.A., does hereby constitute and appoint Mr. John Macfarlane, Representative Director, Deutsche Securities Inc., Sanno Park Tower, 2-11-1, Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171, Japan, to be its true and lawful attorney-in-fact with the full power and authority to do the following acts:

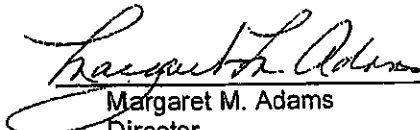
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

The powers conferred upon the attorney-in-fact may be rescinded by the Corporation at any time and shall terminate automatically when any such attorney-in-fact ceases to be employed by Deutsche Securities Inc.

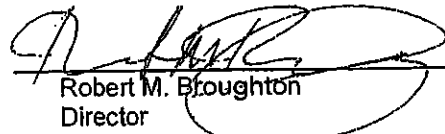
This Power of Attorney is effective November 18, 2005 and expires one year from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Deutsche Bank Securities Inc. has caused this Power of Attorney to be executed and delivered by duly authorized officers on this 18th day of November, 2005.

THE COMMON SEAL OF DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.
was hereunto affixed to this deed in the presence of:



Margaret M. Adams
Director



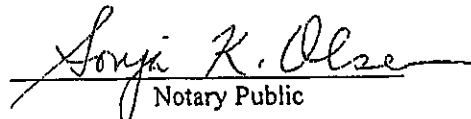
Robert M. Broughton
Director

STATE OF NEW YORK)
) ss.:
COUNTY OF NEW YORK)

On 18th day of November in the year 2005 before me, the undersigned, a Notary Public in and for said state, personally appeared Margaret M. Adams and Robert M. Broughton, personally known to me or proved to me on the basis of satisfactory evidence to be the individuals whose names are subscribed to the within instrument and acknowledged to me that they executed the same in their capacities, and that by their signatures on the instrument, the individuals, or the person upon behalf of which the individuals acted, executed the instrument.

[SEAL]

SONJA K. OLSEN
Notary Public, State Of New York
No.01OL4974457
Qualified in New York County
Commission Expires November 18, 20 06



Notary Public

委 任 状

名 称 ドイチェ バンク セキュリティーズ インク
(Deutsche Bank Securities Inc.)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の 名称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代表者 ジョン・マクファーレン

以 上



POWER OF ATTORNEY

We, **Deutsche Bank Aktiengesellschaft**, a company incorporated in the Federal Republic of Germany with registration no. 30000 and whose registered office is at Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane
Representative Director
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF, this Power of Attorney has been executed on 30 November 2005.

Deutsche Bank AG



Dr. Rainer Grimberg



Hagen Repke

委 任 状

名 称 ドイツ銀行 フランクフルト本店
(Deutsche Bank AG, Frankfurt)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代表者 ジョン・マクファーレン

以 上



POWER OF ATTORNEY

We, Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH, a company incorporated in Germany and whose registered office is at Mainzer Landstr. 178-190, 60327 Frankfurt, Germany HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

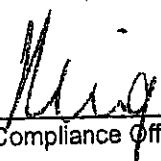
Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane
Representative Director
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan


Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH



Ralf Ring, Compliance Officer



Susan Seidel, Deputy

委 任 状

名 称 ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムペーハー
(Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代表者 ジョン・マクファーレン

以 上

委 任 状

平成17年12月31日

所在地 東京都千代田区永田町2-11-1
山王パークタワー

名 称 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

代 表 者 関崎 司

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二十七条の二十六第三項に定める基準日の届出の作成及び提出、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成、提出及び当該報告書の写しの送付ならびに、以後の各種報告書の提出に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代表者 ジョン・マクファーレン

以 上

POWER OF ATTORNEY

We, DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC., a company incorporated in the State of Delaware, U.S.A. and whose principal office is at 345 Park Avenue, New York, New York 10154, HEREBY APPOINT the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

Schedule 1: Name of Attorney

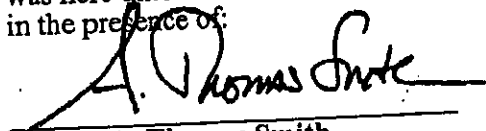
Mr. John Macfarlane
Branch Manager
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1, Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2: Nature of Power

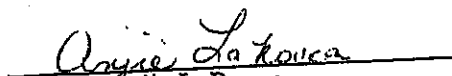
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3, the "Disclosure of the Situation of Substantial Ownership of shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF, we have caused the Common Seal of Deutsche Asset Management, Inc. to be affixed to this Deed in accordance with the laws of the state of Delaware on the 1st day of January, 2006.

THE COMMON SEAL OF
DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC.
was here unto affixed to this Deed
in the presence of:



Name: A. Thomas Smith
Title: Chief Legal Officer and Secretary


Name: Anjie LaRocca
Witness

委 任 状

名 称 ドイツェ アセット マネジメント インク
(Deutsche Asset Management, Inc.)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社
代表取締役
代 表 者 ジョン・マクファーレン

以 上



POWER OF ATTORNEY

We, **Deutsche Asset Management Switzerland**, a company incorporated in Switzerland registered office is at Theaterstrasse 12, 8001 Zuerich, Switzerland. HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane
Representative Director
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Datas stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF we have caused the Common Seal of **Deutsche Asset Management Switzerland** to be affixed to this Deed. November 28th 2005.

THE COMMON SEAL OF
Deutsche Asset Management Switzerland
was here unto affixed to this Deed
in the presence of :

CEO


print name: Beat Widmer

Head Legal & Compliance


print name: Renée Hassiotis

POWER OF ATTORNEY

We, **DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT (ASIA) LIMITED**, a company incorporated in Singapore with Company Registration Number 198701485N and whose registered office is at 20 Raffles Place #27-01 Ocean Towers Singapore 048620 HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane
Representative Director
Deutsche Securities Inc.
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2: Nature of Power

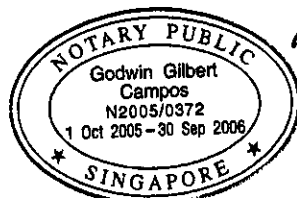
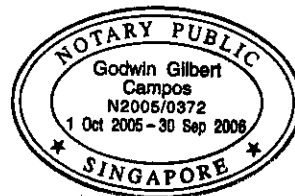
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF we have caused the Common Seal of **DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT (ASIA) LIMITED** to be affixed to this Deed in accordance with Singapore Law on the 30th November, 2005.

THE COMMON SEAL OF
DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT (ASIA) LIMITED
was here unto affixed to this Deed
in the presence of :


Director
print name: **EDOUARD FERNEN PETER**


Director
print name: **PHOON CHIONG TUCK**



Campos
30/11/05

Campos
30/11/05

GODWIN GILBERT CAMPOS
Advocate & Solicitor

